

# 高校生のお子さんがおられる保護者の方に、 通学支援金 を交付します！

## 1 交付対象者となる保護者

- (1) 南砺市に住所があり、高校生を監護又は養育している方（父又は母）
- (2) 生活保護を受けていない方、中国残留邦人等支援給付を受けていない方

## 2 支援金の額

次の ① ② に係る年間購入費相当額（注）の1/2以内の額

- ① 高校生が通学のために通年購入する公共交通機関・スクールバスの定期券
- ② 通信制高校のスクーリングのために利用する公共交通機関の乗車券

（注）「年間購入費相当額」… 合理的な通学経路及び最も割安となる通用期間で1年間購入した場合にかかる費用として市が算定した額（実際に購入した定期代とは限りません。）

- ※ 通信制高校の場合、10万円を年間限度額とします。（ひとり親家庭や低所得者など、要件に該当する場合は20万円）
- ※ 全日制高校の場合、回数乗車券は対象外です。
- ※ 通学費用について、市が実施する他の助成事業等と重複して受けることはできません。
- ※ 転入等により年度途中から対象となる場合は、転入後の通学期間で算定します。

## 3 申請期限

- ①定期券 令和6年7月31日（水）まで に申請してください。  
※ 転入等により年度途中で対象となる場合は、この限りではありません。
- ②スクーリング 令和7年2月28日（金）まで に事前相談の上、  
3月31日（月）までに申請してください。

## 4 申請方法

### (1) インターネットで申請する場合

パソコン・スマホから、入力フォームで申請してください。  
(必要書類は画像を添付＝原本提出不要)

富山県電子申請サービス <https://x.gd/uAOdT>



富山県電子  
申請サービス

### (2) 「交付申請書 兼 請求書」で申請する場合

こども課 又は 最寄りの市民センターに郵送又は持参ください。  
(郵送先)

〒939-1692 南砺市荒木1550番地 南砺市こども課 行

※ 申請書は、南砺市ホームページからもダウンロードできます。

南砺市ホームページ <https://x.gd/APzPS>



申請書  
ダウンロード

## 5 申請に必要な書類

### 必ず提出するもの

- (1) 高校生の令和6年度の在学証明書又は学生証のコピー（ただし身分証明書として使用できるものに限る。ご自身で記入する箇所がある場合は、記入した上でコピーしてください。）
- (2) 購入された通学定期券のコピー
  - ※ 通用期間に令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間を含み、通年利用されているもの。冬季のみの定期券は対象外。
  - ※ 定期券に金額が書いていない場合は、領収書のコピーを添付してください。
- (3) 申請者（保護者）名義の通帳又はキャッシュカードのコピー

### 必要に応じて提出するもの

- (4) インターネットで申請する場合、申請者の本人確認書類（高校生のものではありません。）
- (5) 通信制高校の場合、通学が必要なことを証明する書類、出席したことを証明する書類、通学に使用した乗車券等（必ず事前に電話でお問い合わせください。）
- (6) 住民票で保護者と高校生の続柄を確認できない場合、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (7) 令和6年1月2日以降に転入し、早期の振込を希望する保護者は、所得課税証明書等令和6年度市町村民税所得割課税額が分かる書類

## 6 交付決定と振込時期

- (1) 支援金は、一年分を一括して指定口座に振り込みます。
- (2) 申請された内容を審査して支援金の額を算定し、「交付決定（却下）通知書」を郵送しますので、交付決定額と振込予定日をご確認ください。
- (3) 7月31日までに申請いただいた方に対しては、10月中旬の振込を予定しています。
- (4) ひとり親世帯、低所得者世帯を対象に、早期振込制度を用意しています。  
早期振込を希望する場合は、交付申請書（裏面）に必要事項を記入して提出してください。（早期振込を希望することで、交付金額が変わることはありません。）

## 7 この制度についての問合せ先

南砺市総合政策部 こども課 子育て応援係

〒939-1692 南砺市荒木1550番地 電話 0763-23-2010

この事業は、「南砺市高校生通学支援金交付要綱」に基づき実施しています。  
令和6年度末で終了又は変更予定です。